

🔦 **くらしの豆知識** 暮らしのレスキューサービスは慎重に!

【事例1】トイレが詰まってしまったため、修理業者に電話したところ、すぐに作業員が来た。「修理をしてみないと費用はわからない」と言われたが作業を依頼した。作業終了後に16万円を請求され「高過ぎないか」と聞いたが「他社なら20万円かかる」と言われ、支払った。やはり高額だと思うので返金してほしい。

【事例2】ゴキブリが出たのでネットで駆除業者を調べて連絡したら、「費用は現場を見て見積もります」と言われ、自宅に来てもらった。「今後1年以内は無料で駆除する」と口頭で言われ9万8000円の契約をし、駆除してもらった。その後、またゴキブリが出たので無料のつもりで駆除を依頼したところ、別の作業員が来て「前回の契約に1年保証は付いてないので、作業ごとに費用が発生する」と言われた。クーリング・オフできるか。

トイレの修理、害虫駆除など事業者に対処を依頼するレスキューサービスは、緊急を要する場合が多く、ネットなどを見て慌てて修理を依頼してしまいがちです。利用には注意が必要です。

【消費者へのアドバイス】

①水回りのトラブル、害虫などの駆除作業は一様ではないため、広告の表示や電話での説明のとおりの料金になるとは限りません。また、契約を強要される、次々と高額な作業を提案されるなどの場合は、特に注意が必要です。中には「今現金で払えば〇万円値引きする」「今修理しなければ大変なことになる」など支払いを急かす、不安をあおるケースもあります。落ち着いて対応しましょう。

②クーリング・オフができる場合もあります。勧誘や契約内容に納得できない場合は、市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

問八潮市消費生活センター(受付は商工観光課) ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

18歳で成人へ。若者を狙う消費者被害に注意

質問 成人年齢が18歳に引下げられると聞きました。市民生活にどんな影響がありますか。

回答 民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改正法が今年4月1日から施行されることになりました。

これにより18、19歳の若者は「親権」の対象から外れ、子の居所を指定したり財産を管理したりする親の権限はなくなります。

離婚した元夫婦が養育費の支払終期を「子が成人に達するまで」と取り決めていたケースでは、支払が18歳までなのか20歳までなのかをめぐりトラブルになるおそれが指摘されています(その結論は個別事案ごとの判断とならざるをえないと思われます)。

何より、18、19歳の若者を狙い、判断力・知識経験の不足につけ込み契約させるなどの消費者被害が増える懸念があります。

民法は、未成年者は親権者の同意なく契約などの行為ができないものとし、仮に単独で契約などをした場合は取り消せる制度を設けています。もし未成年の若者が判断未熟のままローンや組んだり、高額商品を購入したり、FX投資、マルチ取引、情報商材、ネットゲーム、スカウト商法などの契約をしてしまっても、未成年を理由に親権者などが取り消せば、契約をなかったことにできるのです。

改正法の施行後は、18、19歳の若者は、未成年者として扱われなくなり、親の同意なく1人で高額商品の購入などができる反面、未成年者であるという理由では契約の取消ができなくなります。

このような成人年齢の引下げには賛否両論ありえたところで、弁護士会が反対意見を表明してきた経緯もあります。改正法の施行後は、18、19歳の若者も大人並みに賢く自衛し、もし消費者被害に遭ったら弁護士などに相談する知恵も持たなければなりません。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 北川浩司(弁護士)

3月各種無料相談
☎996-2111

★①②④⑥⑩⑬⑯の予約は、電話で受け付けます。

★相談日が祝日の場合はお休みです(⑯を除く)。

※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。



⑤DV相談 問人権・男女共同参画課 ☎0811
DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)
☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

☎毎週月・金曜日
午前10時~正午 午後1時~4時
※面談の場合は要予約

⑥女性相談 問人権・男女共同参画課 ☎0811
女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が対応)

☎毎週火~木曜日
午前10時15分~午後0時30分
午後1時30分~3時45分
場駅前出張所内相談室
定4人(電話による事前予約制)

⑦人権相談 問人権・男女共同参画課 ☎0811
プライバシーの侵害など基本的人権についての相談(人権擁護委員が対応)

☎3月10日(木)
午後1時~4時
場市民相談室

⑧心配ごと相談 問社会福祉協議会 ☎995-3636
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)

☎3月2日(水)・16日(水)
午後1時~4時
場身体障害者福祉センターやすらぎ
☎998-7616
(心配ごと相談専用電話)

⑨生活困窮者自立相談 問社会福祉課 ☎0493
経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)

☎毎週月~金曜日
午前8時30分~午後5時15分
場社会福祉課 ☎949-6317
(生活困窮者自立相談支援専用電話)

⑩こころの健康相談 問保健センター ☎995-3381
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)

☎3月7日(月)
午後1時~2時30分
場保健センター
定2人(電話による事前予約制)

⑪消費生活相談 問商工観光課 ☎0336
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)

☎毎週月~金曜日
午前10時~正午
午後1時~4時
場消費生活センター
※受付は商工観光課

⑫内職相談 問商工観光課 ☎0274
内職の求人、求職のあっせん、および相談(内職相談員が対応)

☎毎週火曜日
午前10時~正午
午後1時~3時30分
場市民相談室

⑬若年者就職相談 問ゆまにて ☎996-0123
若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)

☎3月2日(水)・16日(水)
午前10時~正午
午後1時~4時
場勤労青少年ホームゆまにて
定5人(電話による事前予約制)

⑭教育相談 問教育相談所 ☎995-0077
児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関する事など教育についての相談(専任教育相談員が対応)

☎毎週月~金曜日
午前9時30分~正午
午後1時~4時
場教育相談所(八条小学校西隣)

⑮家庭児童相談 問子育て支援課 ☎0472
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)

☎毎週月~金曜日
午前9時~正午
午後1時~4時
場家庭児童相談室

⑯子育て相談 問だいら児童館 ☎999-0321
子育ての不安や悩みごとについての相談(家庭教育アドバイザーが対応)

☎3月17日(木)
午前9時~正午
場だいら児童館(わんぱる)
定3人(電話による事前予約制)

⑰子育てコーディネーター 問れび子育てほっとステーション ☎951-0229
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談

☎毎週月~金曜日
午前10時~午後4時
場やしお子育てほっとステーション

⑱休日・夜間納税相談 問納税課 ☎0330
市税・国民健康保険税の納付についての相談※相談はなるべく電話でお願いします

☎3月6日(日)
午前9時~午後4時
毎週木曜日
午後5時15分~7時
場納税課